

杜の都スタイル普及啓発用広報物制作等業務委託仕様書（案）

1 業務件名

杜の都スタイル普及啓発用広報物制作等業務委託（以下「本業務」という。）

2 「杜の都スタイル」の概要等

「杜の都スタイル」とは、「仙台らしい、環境にやさしい行動」を指す言葉であり、マイボトルやエコバッグの活用、ごみの分別、食品ロスの削減、省エネ、公共交通や自転車・徒歩による移動、仙台の身近な緑や生きものを大切にすることなど、市民が日常生活の中で実践できる幅広い行動が含まれる。

本市では、「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画 2021-2030）」に基づき、脱炭素、資源循環、自然共生、快適都市環境づくりの 4 分野について、仙台市の環境を保全していくための各種施策を推進している。これらの施策の目的を達成していくためには、行政による取り組みだけでなく、市民や事業者が日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を実践していく「行動する人づくり」が必要不可欠である。

これまで本市において、脱スパイクタイヤ運動や広瀬川の清流を守る条例の制定など、杜の都の良好な環境を守るために市民とともに取り組んできた歴史を踏まえ、これから先の未来においても環境に配慮した行動が豊かな暮らしや仙台のまちの魅力につながるという考え方を共有するとともに、実践に移すきっかけとなる共通の言葉として、「杜の都スタイル」の認知度向上及び実践行動の普及啓発を図る必要がある。

一方で、「杜の都スタイル」という言葉だけでは、環境に関する取り組み（言葉）であることが市民に直感的に伝わりにくく、また、対象となる行動の範囲が広いことから、「自分のどの行動が杜の都スタイルに当たるのか」などを具体的にイメージしにくいという課題がある。

そのため、今後の普及啓発にあたっては、単に言葉の露出を増やすだけではなく、具体的な実践例をわかりやすく示しつつ、市民が「身近な生活に『杜の都スタイル』が存在している」と気づくきっかけづくりや「自分が今まで実施していたことは、実は『杜の都スタイル』だった」と答え合わせをするような機会を創出することが重要である。さらに、その気づきをきっかけとして、日常生活の中で新たな環境配慮行動を選択することや、家庭、学校、地域、SNS 等を通じて行動の輪を広げることに繋げていく必要がある。

※参考：<https://www.tamaki3.jp/morinomiyakostyle/index.html>

3 業務目的

本業務は、「杜の都スタイル」の認知度向上及び理解促進を図るため、ショート動画、リーフレット、ポスター等の普及啓発用広報物を制作するとともに、制作した広報物を活用した広告配信を実施するものである。

制作にあたっては、「杜の都スタイル」が環境施策に関する取り組みであることをわかりやすく伝えるとともに、市民が日常生活の中で実践できる具体的な環境配慮行動を示し、行動変容につなげることを目的とする。

なお、本業務で制作する広報物は、委託期間中の使用に限らず、令和9年度以降も市ホームページ、環境局公式 Instagram、イベント、学校・関係団体への周知等において継続的に活用できるものとする。

4 履行期間

本業務の契約締結の日から令和9年2月28日まで

5 委託料の支払い

業務完了後、一括払いとする。

6 業務内容

(1) 基本方針

受注者は、前述の「杜の都スタイル」普及啓発の趣旨及び以下の方針を十分に理解したうえで、本業務を実施すること。

- ア 「杜の都スタイル」が、これまで以上に環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルを定着させ、市民や事業者の自発的な行動や協働のもと杜の都の良好な環境を将来へ継承していく取り組みであることを、初めて見る市民にもわかりやすく伝えること。
- イ 市民に対し、「自分が普段行っている行動も杜の都スタイルである」と気づきを与える内容とすること。また、行動の変化によって市民にとってどのような効果・メリットがあるのか（例：CO₂排出量の削減、光熱費の節約、徒歩移動による健康づくり など）を分かりやすく示すこと。
- ウ 特に若者世代（環境施策に馴染みが少ない、高校生や大学生などの学生層。以下同じ。）を普及啓発の重点ターゲットとして捉えつつ、学校、家庭、地域、SNS 等を通じて最終的に幅広い世代（全市民）へ波及する構造を意識すること。
- エ 仙台らしさ、身近さ、押しつけ感のなさを重視し、「無理なく」「できることから」といった意識を醸成できるよう、過度に啓発色・強制感が強くなりすぎない表現とすること。
- オ 令和9年度以降も活用できるよう、時期限定の表現や年度表記に過度に依存しない内容とすること。
- カ 別途制作が進行している「杜の都スタイル」シンボルマーク・ロゴタイプ（令和8年10月頃完成予定）との連動を想定すること（後付けで挿入できるようにするなど）。

(2) ショート動画等の制作

受注者は、「杜の都スタイル」の意味や具体的な実践行動を短時間で直感的かつわかりやすく伝える動画を企画・制作すること（撮影や編集を含む）。なお、今後の発注者における動画制作等において活用できるアイキャッチを併せて制作すること。

制作した動画は、後述の広告配信で活用するほか、発注者が運営する「せんだい環境 Web サイトたまきさん」に掲載し、リーフレット・ポスター及び発注者が別途制作するノベルティ等に掲載する二次元コードからの誘導先として使用することを想定する。

ア 制作する動画

以下を基本として動画を企画・制作すること。ただし、より効果的な構成がある場合は、発注者と協議のうえ、委託料の範囲内で動画尺や作成数を調整することができる。

	項目	動画尺	作成数
①	基本動画（横型） 「杜の都スタイル」という言葉を初めて聞く人に向けて「杜の都スタイルとは？」を中心に、言葉を知ってもらう入口となる動画	30～45 秒	1 本
②	テーマ別動画（横型） マイボトル利用、食品ロス削減、公共交通の利用、身近な自然に親しむなど、テーマ別の「杜の都スタイル」の実践例について紹介する動画	15～30 秒	3 本以上
③	アイキャッチ（横型） 動画の冒頭やシーンの転換などに使用できる「杜の都スタイル」の言葉が目につくアイキャッチ	1～4 秒	1 本
④	①②の縦型編集版動画 Instagram 等でも同内容を配信できるように縦型に編集した動画	上記同様	一式（①②の合計）

イ 動画の規格等

- ・動画のアスペクト比は 16:9（縦型の場合は 9:16）とすること。
- ・納品時のファイル形式はいずれも mp4 形式とすること。
- ・各動画のサムネイル画像を別途作成すること。アスペクト比は動画と合わせ、納品時のファイル形式は jpg 形式又は png 形式とすること。
- ・SNS 等で動画公開時に利用するための各動画のタイトル及び説明文を作成すること。
- ・音声なしでも内容が理解できるよう、日本語で要点のテロップ等を挿入すること。なお、年齢や障害の有無等にかかわらず内容が伝わりやすいよう、平易な表現や視認性の高いフォントの採用など、見やすい構成とするよう留意すること。
- ・動画への音声素材（BGM、効果音、ナレーション等）の使用については、原則としてオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権その他法的な問題が発生しないものを使用すること。
- ・後述の広告配信で活用することを前提とすること。
- ・委託料の範囲内で、積極的に仙台にゆかりのある著名人等を登用することが望ましい。なお、登用に当たっての出演許可や権利関係等の一切の手続きは受注者の責任において行い、本業務の履行期間終了後においても、本市がホームページ、SNS、イベント等において追加費用なく継続利用できるようにすること。

- ・発注者が保有する素材で、動画への使用が必要な素材は随時提供する。
- ・動画内で取り扱う詳細内容及び文言等の調整は、発注者と都度協議をしながら進めること。

(3) リーフレット・ポスターの制作

受注者は、イベント、学校、公共施設等で継続的に周知できる広報物として、リーフレット及びポスターのデザイン制作・印刷をすること。

ア 共通の要件

- ・ショート動画と統一感を持たせ、「杜の都スタイル」という言葉だけでなく、環境施策に関する取り組みであることが直感的に理解できるデザインとすること。
- ・若者世代が思わず目を留め、内容を見てみたいと思えるよう、デザイン性、親しみやすさを意識した訴求力のある表現としつつ、仙台らしさ、身近さ、日常の行動とのつながりを意識すること。なお、過度に行政説明的、啓発的、強制的な表現とならないよう留意すること。
- ・以下の内容を組み込みつつ、その他部分についてはより効果的な普及啓発に資するような内容を提案すること。
 - － 「杜の都スタイル」の概要の簡潔な説明
 - － マイボトル、ごみの分別、公共交通の利用、身近な自然に親しむことなど、日常生活の中で実践できる具体例
 - － せんだい環境 Web サイトたまきさんにおける「杜の都スタイル」トップページ (<https://www.tamaki3.jp/morinomiyaekostyle/index.html>) へ誘導する二次元コード
- ・令和 9 年度以降も使用できるよう、年度や特定イベントに過度に依存しない内容とすること。
- ・使用する文言等の調整は、発注者と都度協議をしながら進めること。

イ リーフレットの規格等

- ・サイズは A4 三つ折り、両面カラーとすること。
- ・紙質はマットコート紙又は同等品とし、厚さは 70kg 以上を基本とすること。
- ・制作部数は 10,000 部とすること。
- ・デザインデータ納品時のファイル形式は pdf 形式及び ai 形式とすること。

ウ ポスターの規格等

- ・サイズは B2 又は A2、片面カラーとすること。
- ・紙質はマットコート紙又は同等品とし、厚さは 110kg 以上を基本とすること。ただし、屋外掲出を行う場合も想定し、耐水性や耐候性に配慮した仕様を発注者と協議のうえ決定すること。
- ・制作部数は 1,500 部とすること。

- ・デザインデータ納品時のファイル形式は pdf 形式及び ai 形式とすること。

(4) 広告配信

受注者は、本業務で制作したショート動画等を活用し、広報物の効果を高めるための補完的な取り組みとして、SNS 広告の配信を実施すること。

ア 配信媒体

Instagram 及び YouTube の広告を基本とする。ただし、本業務の目的をより効果的に達成できる場合は、受注者の提案により、委託料の範囲内で他の媒体の活用又は媒体配分の変更を行うことができるものとする。

イ 配信対象

配信対象は、仙台市に在住している者を基本とし、特に若者世代への到達を意識すること。

ウ 配信内容及び実施方法

- ・広告配信に使用する素材は、本業務で制作するショート動画を基本とし、必要に応じてポスター・リーフレットと連動した静止画素材、広告文、サムネイル等を作成・調整すること。
- ・初回の広告配信は、ショート動画等の素材が完成した後、発注者と協議のうえ、速やかに実施するものとする。
- ・広告には、せんだい環境 Web サイトたまきさんの URL (<https://www.tamaki3.jp/morino-miyakostyle/index.html>) を埋め込み、閲覧者がワンタップで遷移できる設定を行うこと。
- ・その他、履行期限までにおける配信頻度及び費用並びに採用する広告の種類等については、受注者の提案により、発注者と協議のうえ決定すること。

エ 効果分析及び報告

配信した広告のインプレッション数、リーチ数、エンゲージメント率、クリック数、クリック率等の効果（拡散状況）を測定・分析し、任意様式により、月次（初回の広告配信月以降）及び業務完了時に発注者へ報告すること。なお、月次の効果分析を踏まえて、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。

7 成果物

本業務の成果物は以下のとおりとする。電子データの成果物のうち、発注者から指示があったものについては、当該電子データを収納した電子記録媒体（CD-R 又は DVD-R）一式を納入すること。

	成果物	納品形式	納品数
1	基本動画	電子データ（mp4 形式）	1 本
2	テーマ別動画	電子データ（mp4 形式）	3 本以上
3	アイキャッチ	電子データ（mp4 形式）	1 本
4	1・2 の縦型編集版動画	電子データ（mp4 形式）	一式
5	各動画サムネイル画像	電子データ（jpg 形式又は png 形式）	一式
6	動画タイトル・説明文	電子データ（Word 形式又は本市が指定する形式）	一式
7	リーフレット	紙媒体	10,000 部
8	ポスター	紙媒体	1,500 部
9	リーフレット・ポスターデザイン	電子データ（pdf 形式及び ai 形式）	一式
10	広告配信実績報告書	電子データ（pdf 形式又は本市が指定する形式）	一式
11	その他、本業務の実施にあたり作成した資料等	電子データ（本市と協議のうえ決定）	一式

8 著作権等の取り扱い

- ア 本業務に基づいて制作された全ての成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- イ 受注者は、発注者に対し、成果物に係る著作権者人格権を行使しないことを予め承諾する。
- ウ 本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- エ 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受注者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、発注者にいかなる費用も発生しないようにすること。
- オ 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、市はその責任を負わない。

9 その他

- ア 受注者は、本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めのない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、発注者に対して積極的にこれを提案するものとする。
- イ 受注者は、本業務の進捗状況に関して、随時発注者に報告するとともに、定期的を開催する打ち合わせにより業務内容及び範囲について発注者と十分協議を行い、本業務の目的を達成すること。
- ウ 受注者は、本業務を一括して第三者へ再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、発注者と事前協議のうえ業務の一部を再委託することができる。
- エ その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定する。